

ウクライナ取材報告 低線量汚染地域 における保養



OurPlanetTV白石草

ソ連の保養文化

- ソ連では「国の将来は子どもが作る」10歳から15歳を対象に、ボーイスカウトのソ連版「ピオネール」を学校単位を組織。社会奉仕活動を実践していた。

（共産党の青年組織コムソモールの指導下に置かれていた）

- ピオネールはご褒美として、毎年夏にピオネールキャンプを実施。
- 旧ソ連の教員養成制度では、教育実習は1年間となっており、うち9ヶ月は学校における実習、3ヶ月はピオネールにおける実習に充てられた。
- 労働組合なども福利厚生事業として、子どもたちを保養に連れてくるプログラムを多数実施していた。

アルテックartek

黒海沿岸のリゾート地「グルズフ」に設置された保養施設。150の建物、3つの医院、学校、映画撮影所が併設された巨大な施設。毎年3万人程の少年少女が滞在した。



ウクライナの保養の歴史

- 1917年～ソ連成立直後から子どもの健全育成が図られる
→ピオネールキャンプ
- 1944年 第2次世界大戦で中断
→一部青少年はパルチザンへ
- 1945年 戦後に復活する・拡大化
→クリミア半島のアルテクなど大規模化
(健全育成・エリート教育・国威発揚など)
- 1986年 チェルノブイリ事故→学校ごと避難（保養）へ
- 1991年 チェルノブイリ法成立
- 1997年 保養の優先がある子どもに関する閣僚会議決定
- 2013年 社会政策省に保養庁設置（職員数20人）

チェルノブイリ事故当時

- チェルノブイリ事故後、メーデー直後に事故の噂が流れ、小さな子どもを育てている保護者の多くが、子どもたちを連れて、原発から遠くに避難。
- 事故収束作業をはじめ、保護者が仕事などで連れて行けない子どもたちも、学校の先生が引率し、全ての子どもたちを黒海沿岸などの地域に保養（避難）させた。
- 学校単位で避難した子は3ヶ月（5月～8月）、保護者が独自に避難させた場合は1年以上の子も多い。
- このため、1986年夏は、首都キエフから子どもが一人もいなくなった。
- 以来27年間、毎年休まずに、夏の間は全ての子どもたちを保養させてきた。現在は半数くらいの子どもが参加。

チェルノブイリの子の保養

- 1991年「チェルノブイリ事故で被災した市民のための認定と社会保障に関する法律」
- 1997年「保養の優先がある子どもに関する閣僚会議決定」
- 汚染地域の子どもは無料で参加できる。
- 財政負担は社会政策省のほか、市、保障機関など。
- 日数は現在21日間。（財政年で19日に短縮へ）
- 夏の間だけでなく、通年で実施する。
- 健康診断結果をもとに、外来病院や教育委員会で調整
- 小学校3年生までは保護者同伴。親は休暇を取る。
- 保養先では治療なども行われる。

汚染地域

		土壌汚染濃度 (Cs137) kBq/m ²	年間被曝量 mSv / 年
1	避難（特別規制）ゾーン	n.d	n.d.
2	移住義務ゾーン	555	5以上
3	移住権利ゾーン	186~555	1以上
4	放射能管理強化ゾーン	37~185	0.5以上

（注）避難ゾーン：1986年に住民が避難した地域・n.d.：定義なし

第1ゾーン、第2ゾーンは基本的に人は住んでいない。

第3ゾーン、第4ゾーンの「汚染地域」が支援対象で2292村
ただし2012年の計測結果によると、

第3ゾーン（年1ミリ以上）に該当する村はゼロ、

第4ゾーン（年0.5ミリ以上）に該当する村が350村。

現在の保養

- 子どもの保養は2本立て

- 1) 疾患のある「チェルノブイリの子」のための保養（治療）
- 2) 「健康な子」のための保養（予防・青少年健全育成）

- 1) チェルノブイリ被災者の予算（完全無償）

社会保養庁が支出一 3億7000万グリブナ（約40億円）

大人6割：子ども4割（5万4000人）

※保養が必要な子は15万人

- 2) 他の子どもの予算（2割個人負担）

地方自治体が支出一例）キエフ市が3000クリブナ（3億円）

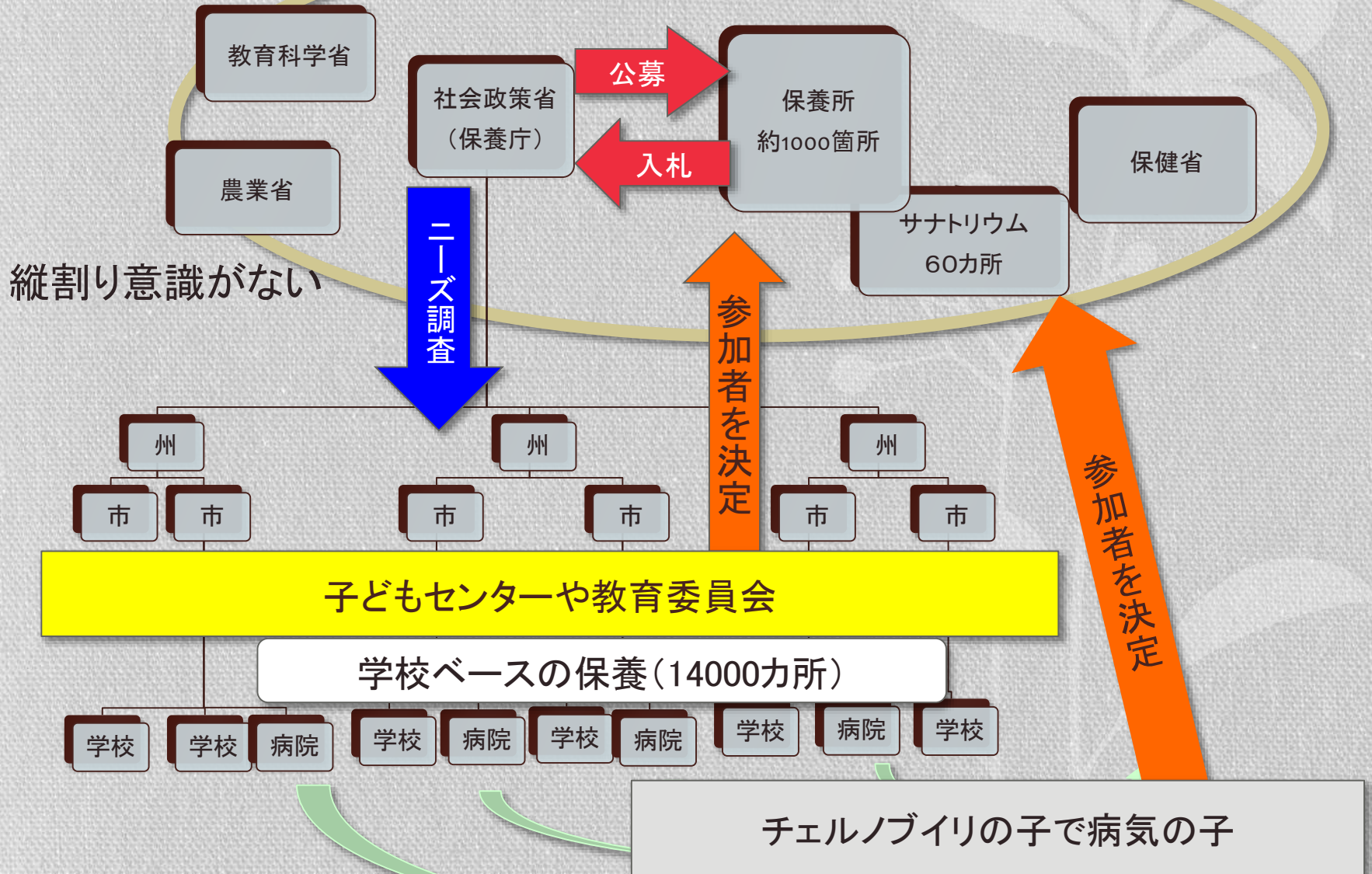
7歳～18歳の子ども430万人のうち260万人が参加

子どもの保養支援

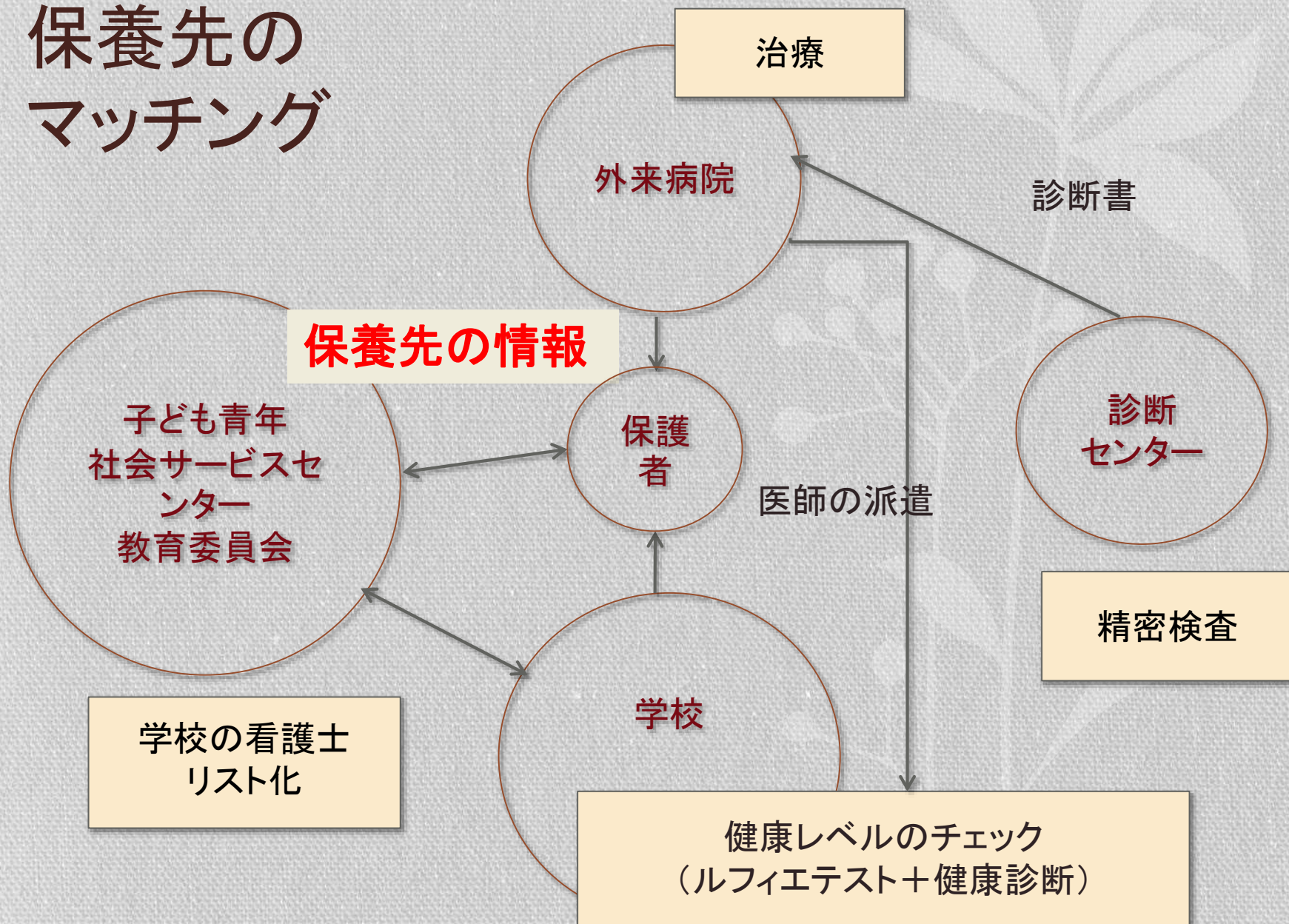
- ウクライナでは、厳しい環境におかれている子どもはすべて保養支援の対象となる

カテゴリー	参加数	母数	保養施設	予 算
チェルノブイリの子	5万4千人	15万人	60カ所	社会政策省 約16億円
親のない子	260万人	430万人	学校ベース 1万4千カ所 市外 (準保養) 1000カ所	地方自治体 (市) キエフ市で 約3億円
貧困家庭の子				
兄弟の多い子				
障害のある子				
戦争地域の子				社会政策省(た ぶん)

プロポーザル入札



保養先の マッチング



モロダヤ・グヴァルディア

- オデッサにある保養所（2005年に国営化）
- 4つの宿泊棟（キャンプ）があり1棟は改修中
- 1棟の収容人数は180人。2棟は1年中営業。
- 1クール21日間を13クール営業。
- 年間最大1万1000人を受け入れ可能
- スタッフは500人。
- 若い先生（ウジャーテ）は120人



プライベートビーチ



保養生活

保養所のガイドラインは保健省が定めている。

参加者は医師の診断書が必要。

- * 朝8時に起床
- * ビーチで朝の体操
- * 食事は1日5回
- * 良い食品が絶対条件
(肉、野菜、豆類、フルーツ)
- * 運動(体育の先生が指導)・プールなど
- * 午前と午後、必ず屋外活動・散歩



冬の学習・授業



専任の教師は22人。



メディカル・クリニック

2階建ての専門クリニックがある。

医療スタッフ35人。

1階は外来病棟、歯科、眼科、治療フロア。

2階は入院病棟。



住民放射線防護専門化健康センター

- 保健省の管轄で1986年8月1日にチェルノブイリ専門施設へ
- キエフから車で40分くらい(キエフ州)
- 1997年に「血液・腫瘍部門」「先天性疾患・病理学部門」が放射線医学センターの小児科に移管された。
- 1年の2500人～3000人の子どもが入院
- 年間予算:1000万グリブナ(約1億円)
- 子どもの体調回復に専念しており、研究や疫学調査はしていない。

〈入院病院〉対象年齢は1歳～18歳(4歳まで母親同伴)

〈外来病院〉大人の病棟もある

- 病床数:診断部門65床・治療部門65床
- 教育部門:先生8人(9時から14時・16時～21時)
- 図書館職員:計2人(市からの派遣・費用一部は負担)
- 平均的な在院日数は19日間、入院後3日間は精密検査

健康診断



- 保健省＋科学アカデミー監修の指針
- 「チェルノブイリ・子どもの健康診断手引き」
<http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/1815>
- 線量や被ばく場所により5つのリスクグループにわけ健診内容を定めている。
- 低線量地域では、学校検診などの他に2年に1回詳細な健診を実施。
- 小児科医(内科医)歯科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、神経科医、外科医、婦人科医(必要であれば)、血液学専門医、内分泌専門医の診察は必須。一つひとつの疾病ではなく、心身の発育全体や年に3回以上病気にかかるかなどを指標にしている
- 問診では、髪の毛、肌、爪、内蔵など数十項目を調べる。
- チェルノブイリ障がい者認定につながっている。

治療内容(セラピー)

- アクアセラピー、フィジオセラピー、フィットセラピー(ハーブティー)、吸引療法、温熱療法、鍼灸、エレクトロマグネット(電気磁気療法)、リフレクソロジー
- 職員数 計12.5人(医師2.5人、看護師8人、助手2人)



まとめ

- ☞ ウクライナにおける保養事業は、社会政策省保養庁を軸に、保健省、教育科学省などが連携して体系的に取り組んでいる
- ☞ 子ども専用の健康診断指針があり、その結果によって保養や治療が行われている。
- ☞ 保養庁は、州を通じて地域ごとのニーズを把握して、メニューを作成。プロポーザル入札によって施設の選定をしている。
- ☞ 保養施設を調査するスタッフや専門家がいる。
- ☞ 教育委員会または子どもセンターでは毎週カンファレンスを開き、チェルノブイリの子どもや課題のある子どもの状況把握に務めている。またその情報が保養のマッチングに活用されている
- ☞ 大規模な保養所はびっくりするほど、規模が大きい。
- ☞ 現場は教育学を学んだ人（特に児童心理）が中心。
- ☞ 食事や健康が第一に優先されている。
- ☞ チェルノブイリの子ども専門の施設（サナトリウム）は、鍼灸や温熱療法、ハーブティー、アロマなど自然療法が中心
- ☞ 第4ゾーン(0.5~1mSv/h) の子どもも非常に体調が悪い。